

ぱれっとスタッフによる 福祉用語解説

●障害年金とは

先天的、後天的に、障がいによって、生活や仕事などが制限されている方に現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です(日本年金機構令和5年度版障害年金ガイドより)。ぱれっとを利用している知的障がいのある20歳～65歳の人たちもちろん対象となります。

●障害年金の種類

障害年金の種類は2つあります。

○障害基礎年金

国民年金に加入している期間、あるいは20歳未満、60歳以上65歳未満の年金制度未加入期間に知的障がいや発達障がいを含めて障害認定を受けた方々が受給できるものです。

○障害厚生年金

障害認定時に厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

どのような障がいや病気等が受給対象になるのか、一例ではありますが表にまとめてみました。

うつ病、双極性障害、統合失調症、てんかん、アスペルガー症候群、知的・発達障害、高次脳機能障害、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血など
網膜色素変性症、難聴、腫瘍、失語症、咽頭全摘出など

●障害の程度による等級

障害年金が支給される障がいに応じて、法令により障がいの程度(障害等級1～3級)及び受給額が定められています。(※身体障害者手帳の等級とは異なります。)

詳細は次のようになります。

1級他人の介助を受けなければ日常生活

ぱれっとの職員による「福祉用語解説」。今回は障がいの豊かな生活にとって欠かせない、「障害年金」について解説します。

のことがほとんど出来ない障害の状態。身の回りのことはかろうじてできるがそれ以上の活動はできない方。

(前出ガイドより。主に重度の障がい)

2級必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることが出来ないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食を作るなどの軽い活動は出来ても、それ以上重い活動はできない方(または行なうことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られているような方。

(主に中軽度の障がい)

3級(障害厚生年金のみ)労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級になります。

●まとめ

障害年金の受給については、年金事務所、または各自治体窓口への相談ならびに請求が基本となります。ここで解説したものの以外にも様々な規定があり、定期的な見直しも行なわれていますので、上記の規定では「著しく」「極めて」などの重々しい文字が並んでいますが、臆せずに遠慮なく各自治体の窓口で聞いていただければと思います。福祉サービスのひとつというよりも、老齢年金などと同じ公的年金制度に基づく国民の基本的かつ大切な権利です。障がいにも様々な幅があるため、限りある紙面ですべてを解説することはできませんが、関心を持つ機会になれば幸いです。

(おかし屋ぱれっと 宮越三映子)